

令和7年10月24日
島根県教育庁学校企画課
担当者 和田正利
電話 0852-22-6916

教職員のパワー・ハラスメントによる懲戒処分について

このことについては、下記のとおり執行したので、その概要を公表する。

記

1 該当者

- (1) 校種 益田教育事務所管内小学校
(2) 職名 校長
(3) 年齢 58歳
(4) 性別 男

2 処分内容 懲戒処分「戒告」

3 処分期日 令和7年10月24日

4 事実概要及び処分理由

当該校長と令和2、3年度に一緒に勤務した教員Aは、令和6年11月に県教育委員会に対し、当該校長から2年間にわたり業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により精神的苦痛を受けており、これはパワー・ハラスメントにあたることを訴えてきたことで事案が発覚した。

県教育委員会による関係者への事情聴取により、訴えのあった12事案の内10事案について当該校長は記憶にあると話しており、当該校長及び関係者の証言から5事案についてはパワー・ハラスメントがあったと判断した。当該校長は、当時教員Aを含む所属職員に對し腹を立てたり、不機嫌な態度をとったりすることがあり、大声で激怒したり、不必要に命令的で感情的な指導や指示をしたりすることもあった。

公立学校の教職員がこのようなパワー・ハラスメントを行ったことは、学校及び教職員全体に対する信頼を損なうものであって、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

このため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定及び「教職員の懲戒処分及び公表の指針」に基づき、上記2の処分を行うこととした。

5 その他

- (1) 再発防止に向けた対応として、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに、今回の事案を踏まえた服務規律確保の徹底について文書通知を行うとともに、今後の研修会・会議等の機会を通じて重点的に周知等を行う。